

障害者任免状況通報書

機関名 兵庫県警察本部

令和 7 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況															
① 職員の数 ((注意) 2、3参照)			② 除外職員の数 ((注意) 3、4参照)			③ 旧除外職員の数 ((注意) 3、5参照)									
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の数 = g+(h×0.5)							
12,776 人	519 人	13035.5 人	11,993 人	0 人	11,993 人	34 人	2 人	35 人							
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ((注意) 3、6参照)															
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ロ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ハ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員	(ホ) 重度身体障害者以外の身体障害者である特定短時間勤務職員	(ヘ) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ+(ニ+ホ)×0.5	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者	(フ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員	(レ) 知的障害者の数 =(ト×2)+フ+リ+(ル×0.5)	(ワ) 精神障害者である短時間勤務職員	(カ) 精神障害者である特定短時間勤務職員	(コ) 精神障害者である特定短時間勤務職員	(ケ) 精神障害者の数 =(ワ+カ)+(コ×0.5)	(ク) 精神障害者の数
12 人 (1)	6 人 ()	1 人 ()	3 人 ()	0 人 ()	32.5 人 (2)	0 人 ()	0 人 ()	0 人 ()	0 人 ()	0 人 ()	2 人 ()	0 人 ()	0 人 ()	2 人 ()	()
B 上記に基づく計算															
⑤ 現在設定されている除外率((注意) 7参照)	⑥ 基準割合 =③i/(①c-②d)×100 ((注意) 8、9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意) 10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意) 11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-[(①c-②f)×⑧] ((注意) 12参照)	⑩ 障害者計 =④+④フ+④ク ((注意) 13参照)	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 ((注意) 14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 ((注意) 15参照)								
0 %	3 %	0 %	0 %	1042.5 人	34.5 人	3.31 %	0 人								
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数															
区分		人数	区分		人数	区分		人数							
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害	1 人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由	7 人	内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害	3 人							
	視野障害	人		下肢不自由	4 人		じん臓機能障害	1 人							
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	5 人		体幹機能障害	人		呼吸器機能障害	人							
	平衡機能障害	人		上肢機能障害	人		ぼうこう又は直腸機能障害	人							
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)		人		移動機能障害	人		小腸機能障害	人							
								免疫機能障害	人						
							肝臓機能障害	1 人							
D 障害者雇用推進者		役職名	氏名	E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL											
		警務部長	垣内 伸吾	https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/kunrei/index.htm											
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。															
令和 7 年 7 月 8 日															
厚生労働大臣 殿 任命権者の官職及び氏名 兵庫県警察本部長 警視監 小西 康弘															
都道府県労働局長															

兵庫県警察障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項に基づき、令和6年度の兵庫県警察障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について、下記のとおり公表します。

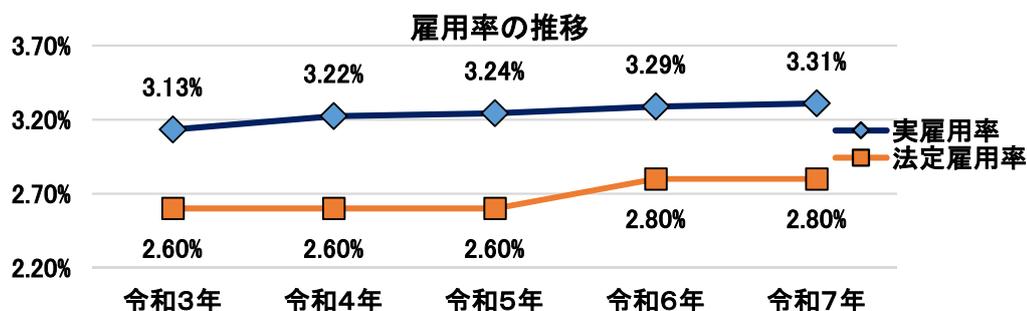
1 計画の目標

- (1) 実雇用率を2.8%以上
- (2) 職場への定着
- (3) キャリア形成（職域の拡大）

2 取組の実施状況（令和6年6月から令和7年5月）

(1) 採用に関する取組

令和7年6月1日現在の実雇用率は3.31%となっており、法定雇用率2.8%を達成



(2) 職場への定着に関する取組

- ア 障害者職業生活相談員について障害を持つ職員（警察官含む）へ周知の上、職場における意見・要望等の把握を実施
- イ 住居地、職員の希望、適性等に配慮した人事配置を実施
- ウ 同じ障害がある職員の情報共有の場として意見交換会を実施

(3) キャリア形成への取組

- ア 障害を持つ職員の昇任に伴う入校研修をオンラインで実施
- イ 聴覚障害者の一斉考査では、注意事項の書面配付等の配慮を実施

(4) 勤務環境の整備に関する取組

- ア 聴覚障害者の業務におけるコミュニケーションを支援するため、音声文字起こしアプリを業務使用できる環境を整備

(5) その他の取組

- ア 障害者雇用促進企業から事務用品等を調達するなど、障害者が活躍できる場の拡大を支援
- イ 部外講話、教養資料を活用し、障害のある人への理解を深める取組を実施